

## 下関市地域医療確保推進本部設置要綱

平成30年6月4日施行

(設置)

第1条 下関市における地域医療の確保を推進するため、下関市地域医療確保推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域医療の確保に関する基本計画に関すること。
- (2) 下関市地域医療の確保に関する外部有識者検討会に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、地域医療の確保の推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は三木副市長をもって充て、副本部長は保健部長及び地域医療専門監をもって充てる。
- 3 本部員は、総合政策部長、総務部長、財政部長及び保健部地域医療課長をもって充てる。
- 4 本部長は、特定の課題を調査、検討するため必要があると認めるときは関係する部局課所室長を本部員に選任することができる。
- 5 本部の庶務は、保健部地域医療課において処理する。

(職務)

第4条 本部長は、本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月4日から施行する。